

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	川崎市内の特別支援学校
職 位	管理職
年 齢	57歳
性 別	女性
処分内容	懲戒免職
処分理由	<p>令和8年4月27日に中原区内のスーパーマーケットにおいて、同店の商品計12点、約5,000円相当について、支払いをせずに同店を出ようとしたところを店員に呼び止められ、当該窃盗行為を認めた。また、その後、同年5月13日に教育委員会が行った弁明の機会の付与において、過去1年程度の間、6～7回程度、同店において窃盗行為を行ったことを認めた。</p> <p>当該行為は、教員としてあるまじき行為であるのみならず、教員として求められる高い倫理性及び規範意識を著しく欠くものである。特に学校管理職として、児童生徒及び教職員の模範となるべき立場にある者が、故意に非違行為を反復継続的に行ったことは極めて重大であり、本市の学校教育全体の信頼を大きく損なうものである。</p> <p>よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により処分するものである。</p>
処分発令日	令和8年6月29日
処 分 者	川崎市教育委員会

問合せ先  
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 佐久間  
電話 044-200-2883 内線50508